

## 世羅町ホームページ広告掲載に関する基準

平成19年1月24日

告示第8号

改正 平成19年3月29日

告示第69号

改正 平成20年2月18日

告示第15号

改正 平成23年3月28日

告示第69号

### (趣旨)

第1条 この告示は、世羅町広告掲載手続き等に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づき、インターネット上で世羅町が開設しているホームページ(以下「町ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦60 ピクセル 横148 ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメーション可)、JPEG

(3) 容量 10 キロバイト以下

2 広告の枠数及び広告枠の位置並びに掲載順は、次のとおりとする。

(1) 広告の枠数は、6枠とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、枠数を変更することができる。

(2) 広告の位置は、町ホームページのトップページの下段とする。

(3) 広告の掲載順は、掲載決定したもののの中から申込み先着順に左上から配置することとする。

3 広告表現について、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲

覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

- ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- ウ ラジオボタン（あたかも選択ができるような誤解を与えるもの）
- エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) GIF アニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次に定めるものを使用してはならない。

- ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するもの
- イ 広告画像の大部分の領域が切り替わるもので、切り替えの間隔が2秒未満のもの
- ウ その他画面が点滅するもので、1秒間に2回以上の点滅をさせるもの

(3) 閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が世羅町の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(4) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(5) 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いて、閲覧者に誤解や錯誤又は不快な感情を与える表現を用いないこと。

（広告の掲載期間）

第3条 広告の掲載期間は、月を単位として掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

- 2 広告の掲載開始日及び掲載終了日は町長が定めるものとし、原則として掲載開始日を月の初日とし、月の初日が休日に重なるときはその翌日以降最初の平日として、掲載終了日を翌月分の掲載開始日の前日とする。ただし、掲載の切り替えは、原則として掲載開始日に行うものとする。

( 広告の掲載料 )

第 4 条 広告枠 1 枠当たりの広告掲載料は、世羅町広告募集方法等に関する取扱い基準に定める基準金額の月額 5 , 0 0 0 円とする。

- 2 1 回の掲載申込みで 3 か月以上の申し込みをした場合には、前項の広告掲載料に次の表に掲げる掲載月数に応じた率を乗じるものとする。

掲載月数	率
3 ~ 6 か月	9 0 %
7 ~ 9 か月	8 0 %
1 0 ~ 1 1 か月	7 5 %
1 2 か月	7 0 %

( 掲載しない広告 )

第 5 条 広告の画像及びそのリンク先の内容が、要綱第 4 条第 1 項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは、町ホームページに掲載しない。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 申込者以外の者の広告となるもの
- (3) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの
- (4) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (5) 「不動産の表示に関する公正競争規約」(公正取引委員会認定)の表示に関する規定に反しているもの
- (6) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (7) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、

支払方法及び返品条件などが不明確なもの

- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その  
実体、内容又は施設が不明確なもの
- (9) 誇大な表現、根拠のない表示、誤認を招くような表現又は投機心  
や射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年  
法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似  
する業種に関するもの
- (11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の  
規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネ  
ット異性紹介事業に該当するもの
- (12) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条  
に規定する貸金業に関するもの
- (13) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (14) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (15) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (16) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (17) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年  
法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- (18) 寄附金の募集に関するもの
- (19) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現  
しているもの
- (20) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (21) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び  
売名目的のもの
- (22) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声  
明に関するもの
- (23) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受け、  
その後も改善がなされていない者
- (24) あたかも世羅町が推奨しているかのような表現を含むもの又は

町ホームページの一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(25) 世羅町の推進している施策に反するもの

(26) 世羅町の町税等を滞納している者に係るもの

(27) その他当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でない町長が判断するもの

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、町ホームページや町の広報媒体を利用して行う。

2 広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項に規定する方法により募集する。

(広告の掲載申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、広告の掲載を開始しようとする月の前月の初日までに、広告掲載申込書及び町税等の公金納付状況調査の同意書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要と認めるときは、前項の規定により申込みをした者(以下「申込者」という。)に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(広告の掲載に係る優先順位)

第8条 申込者数が広告枠の空き枠数を超える場合は、次に掲げる順位で掲載する広告を決定する。この場合において、同一の掲載順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することとする。

(1) 第1順位 公益的団体(国又は地方公共団体が出資し、又は出えんする法人及び団体若しくは公団、公社、公益法人及びこれらに類するもの)

(2) 第2順位 町内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前各号に掲げるもの以外のもの

2 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、申込み順とする。

(掲載する広告の決定)

第9条 町長は、第7条の広告掲載申込書を受理したときは、要綱第8条に定める世羅町広告審査委員会により掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条の規定により広告の掲載を決定した旨の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに申込掲載期間の広告掲載料を前納しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、町長が指定する期日までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告の掲載を一時中止することができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定された期日までに広告主が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき。

(3) 広告原稿又はリンク先のページの内容が第6条の規定に該当したとき。

(4) その他町ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、月を単位として広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しよ

うとするときは、変更しようとする月の前月の初日までに、町長に対し、変更の申出を行い、その承認を得るものとする。

( 広告掲載中止の申出等 )

第14条 広告主は、町ホームページへの広告の掲載を中止する場合は、掲載を中止しようとする日の10日前までに、町長に対し、申出をするものとする。

2 町長は、前項の規定による申出があった場合、掲載した広告を削除するものとする。

3 町長は、前項の規定による削除を行った場合であって、既納の広告掲載料から中止した日の属する月までの掲載月数により再計算した広告掲載料を差し引いた残りの金額を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

( 広告掲載料の返還 )

第15条 町長は、広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 町長は、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、連続して24時間以上にわたり広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。

3 前項の場合において広告を掲載できなかつた期間が1か月に満たない場合の当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

( 広告主の責務 )

第16条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不

適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主は、第9条の規定により決定を受けた町ホームページへの広告の掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日告示第69号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月18日告示第15号)

この告示は、平成20年2月18日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日告示第69号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。